

## 全日本合唱コンクール全国大会開催規定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 名称は「第〇〇回全日本合唱コンクール全国大会」とする。(以下全国大会と略す)

(大会目的)

第2条 全国大会は、支部から推薦された合唱団が出演し、合唱技術の向上及び合唱音楽の普及を目的として開催する。

(主催)

第3条 主催は、一般社団法人全日本合唱連盟(以下全日本合唱連盟と称す)及び朝日新聞社とする。  
なお、理事会の承認を得て開催地の自治体等を加えることができる。

(後援)

第4条 後援関係省庁並びに開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟理事会において決定したものとする。

(開催期日)

第5条 開催期日の基準は次のとおりとし、全日本合唱連盟理事会において決定する。

- (1) 中学校部門、高等学校部門  
原則として、毎年10月最終土曜日・日曜日とする。
- (2) 大学職場一般部門  
原則として、毎年11月23日前後の休日を含めた2日間とする。

(開催地)

第6条 開催地は、原則として9支部を持ち回りとし、全日本合唱連盟理事会において決定する。

(推薦母体)

第7条 出演団体の推薦母体となる支部は次のとおりとする。

全日本合唱連盟北海道支部	全日本合唱連盟東北支部	全日本合唱連盟関東支部
全日本合唱連盟東京支部	全日本合唱連盟中部支部	全日本合唱連盟関西支部
全日本合唱連盟中国支部	全日本合唱連盟四国支部	全日本合唱連盟九州支部

(審査及び表彰)

第8条 審査員は、1部門9名以上とし、全日本合唱連盟理事会において決定する。

- 2 審査は、原則として過半数方式(新增沢方式)で行う。
- 3 出演した全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を贈る。この他に、特別賞を贈ることがある。
- 4 大学職場一般部門においては各編成区分ごとに金賞受賞団体の中から1団体をシード合唱団として次年度全国大会に出場する権利を与える。

(部門及び編成区分)

第9条 部門及びその編成区分は次のとおりとする。

- |           |              |              |
|-----------|--------------|--------------|
| (1) 中学校部門 | (2) 高等学校部門   | (3) 大学職場一般部門 |
| 混声合唱の部    | Aグループ(小編成の部) | 大学ユースの部      |
| 同声合唱の部    | Bグループ(大編成の部) | 室内合唱の部       |
|           |              | 混声合唱の部       |
|           |              | 同声合唱の部       |

(出演順)

第10条 全国大会の出演順序は、開催年度の全日本合唱連盟春季理事会において支部長の抽選により決定する。

## 第2章 出演団体

(支部から全国大会に推薦できる合唱団数)

第11条 支部からの推薦団体数の上限は、支部傘下の都道府県大会における参加合唱団数により次のとおりとする。

- (1) 中学校部門
  - 都道府県大会参加の支部合計数25団体まで2団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数26団体～50団体3団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数51団体～75団体4団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数76団体～100団体5団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数101団体～125団体6団体
  - 以下25団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。
  - ただし、各編成区分(混声合唱の部・同声合唱の部)から1団体以上を含まなければならない。
- (2) 高等学校部門
  - 都道府県大会参加の支部合計数25団体まで2団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数26団体～50団体3団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数51団体～75団体4団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数76団体～100団体5団体
  - 都道府県大会参加の支部合計数101団体～125団体6団体

以下25団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

ただし、各編成区分（Aグループ・Bグループ）から1団体以上を含まなければならない。

(3) 大学職場一般部門

①大学ユースの部

都道府県大会参加の支部合計数15団体まで1団体

都道府県大会参加の支部合計数16団体～35団体2団体

都道府県大会参加の支部合計数36団体～55団体3団体

以下20団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

②室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部

都道府県大会参加の支部合計数30団体まで3団体

都道府県大会参加の支部合計数31団体～50団体4団体

都道府県大会参加の支部合計数51団体～70団体5団体

都道府県大会参加の支部合計数71団体～90団体6団体

以下20団体増える毎に推薦上限が1団体増えるものとする。

ただし、各編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）から1団体以上を含まなければならない。

2 参加規定第5条に定める当年度シード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない。

(支部推薦)

第12条 支部長は、決められた期日までに支部大会の結果に基づき、前条に定められた出演団体を推薦する。

2 台風・地震等の影響により支部大会が開催できなかった場合は、当年度の府県大会での演奏音源による審査で推薦することができる。

なお、府県大会の演奏音源がない場合は推薦できない。

第3章 その他

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、全日本合唱連盟理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

1 この規定は、昭和62年4月1日から（中学校部門は、平成2年11月22日から）施行する。

一部変更 平成 4年 5月16日改正

一部変更 平成 5年 5月22日改正

一部変更 平成 7年11月16日改正

他の部門》、演奏時間の変更ほか)

一部変更 平成 8年 5月18日改正

一部変更 平成 9年 2月16日改正

一部変更 平成10年 5月16日改正

一部変更 平成15年 2月16日改正

一部変更 平成16年 2月15日改正

一部変更 平成19年 2月18日改正

一部変更 平成22年 2月21日改正

一部変更 平成24年 4月 1日改正

一部変更 平成24年 5月19日改正

一部変更 平成24年 5月19日改正

一部変更 平成24年11月23日改正

一部変更 平成25年 2月17日改正

一部変更 平成27年 2月15日改正

の変更)

一部変更 平成30年 2月18日改正

一部変更 2019年 5月18日改正

一部変更 2020年11月23日改正

(中学校部門、出演資格《加盟の義務付》の改定、規定の統合《中学校部門、そ

後援、開催地条文及び字句の改定)

(大学部門のA・Bグループ制の導入の改定)

(50回大会の特例項目の削除ほか字句の改定)

(規定全体構成見直し、出演資格、出演人数ほかの改定)

(中高一貫校の出演資格の改定)

(大学部門ABグループ廃止に伴う改定)

(出演人数増員の制限措置)

(一般社団法人への移行に伴う改定)

(支部名称継続使用に伴う改定)

平成25年度大会から実施(大学職場一般部門の再編成の改定)

(条文の字句の修正改定)

(大学職場一般部門の出演資格の改定)

平成28年度から実施(大学職場一般部門混声合唱の部・同声合唱の部人数制限

(参加料有料化の改定)

2020年度から実施(開催規定と参加規定に分割、条文・文言の整理)

2021年度から実施(支部大会が開催できない場合の対応を追加)